

ジョン・ローマー：機会の平等アプローチと社会保障

後藤 玲子

■ 要約

生来の能力が同じである2人の個人に同一の資源を配分したところ、両者の達成した厚生に差が出てしまった。どうやらそれは「努力」の相違に基づくものらしい。一人は訓練を受けたが、他の一人は訓練を受けようとしなかったのだ。この場合には、厚生格差を社会的に是正する必要はないと思われる。なぜなら、本人の責任で選択した結果なのだから。でも、本当にそれでいいのだろうか？ ローマーの「機会の平等アプローチ」はここから始まる。「努力」もまた、本人が否応なしにおかれた環境に深く規定される側面がありはしないか。はたして、そのような環境的要因を制御して本人が選択可能な要因だけを抽出するためにはどうしたらよいのだろうか。彼のいう「機会」とは、真に本人の責任で選択できる選択肢の集合を意味する。そして、彼が提案する資源配分の社会的目標とは、真に本人の責任で選択できるような実質的な機会を保障することである。

■ キーワード

機会の平等、資源の利用能力、努力分布関数、雇用と失業、機会均等保険、私的保険、期待効用、事後的厚生、ロールズ、セン、ドゥオーキン

1. はじめに

従来、近代経済学は所得や財の分配問題に関する事実解明的分析を主たる課題とし、規範的分析に関してはわずかに効率性の観点から議論されるにとどめられていた。それに対して近年、公正性の観点に基づく規範的分析を分配問題の直接の主題とし、近代経済学のフレームワークを拡張する試みが精力的に進められている。1998年ノーベル経済学賞をとったアマルティア・センや鈴木興太郎はその代表的な旗手である。本稿で紹介するジョン・ローマー(John Roemer)もまたその一人であり、彼の近著『分配的正義の理論』(*Theories of Distributive Justice*: Harvard University Press, 1996)および『機会の平等』(*Equality of Opportunity*, 1998)は、このような問題意識を鮮明に打ち出した意欲的な作品である。

ローマーは、分析派マルクス主義とよばれる学派的な代表的論者の一人であり、80年代前半には、『マルクスの経済理論の分析的基礎』(1981)、『搾取と階級の一般理論』(1982)など、近代経済学的手法を用いてマルクス理論を厳密に定式化するという作業を精力的に進めていた。そして近年は、『平等主義・責任・情報』(1987)、『平等主義的パースペクティブー哲学的経済学に関するエッセイ集』(1994)などに代表されるように、分配的正義の問題それ自体を経済学的かつ哲学的に分析するという独自のアプローチを展開するに至っている。『分配的正義の理論』はこのような流れにおいて、著者自身の展開してきた議論を方法論的に総括するためのジャンピング・ボードとして位置づけられている。そのもとに、彼自身の提唱する新しいアプローチ、機会の平等アプローチを理論的・

実践的に展開することを意図して書かれたものが『機会の平等』である。

『分配的正義の理論』を貫くローマーの基本的な問題意識は大きく2つに分けられる。1つは分配的正義に関連する経済学者の射程を明らかにすることである。経済学者の仕事の多くはモデルを定式化することから始まるが、その際には問題の哲学的な含意が不適切な形で表現されがちであり、また、多くの重要な問題が、定式化が困難であることを理由に、切り捨てられがちであるという。他の1つは哲学的理論の中に存在するいくつかの曖昧な観念を、経済学的道具を用いて明晰化することである。ここでいう経済学的道具とは、興味ある問題をただちに形式的・操作的な言語に圧縮する技術をさしている。ローマーによれば経済学的関心は、主として、いくつかの十分に弱い公理から一定の強い結論が導出されるという推論形式そのものの緻密さに注がれる。それに対して、哲学的思考の特徴は、何が主要な問題であるかという、問題それ自体の明晰化、あるいは、解決の鍵となる新しい概念を探求することにある。彼の問題意識は、このような経済学と哲学との方法的相違を踏まえた上で、両者を統合するアプローチを構成し、形式的にも実質的にも確かな、分配的正義の理論を構築することにある。以下の言葉に見られるように、このような問題意識は、機会の平等アプローチの方法論的特徴ともなっている。

ここでは2つの技術を用いたい。1つは哲学的な技術であり、他の1つは経済学的な技術である。前者は関連する概念を位置づけ、機会の平等の基本的観念を明らかにすることに用いられる。後者は、そのような観念に精確な定義を与え、具体的な社会政策を設計することに用いられる。(Roemer, 1998, pp. 3-4)

かくしてローマーは、操作可能な定式化を提供する一方で、それらの限界点と改善方法を説得的な理由とともに示すことにほぼ成功している。ただし、彼自身は経済学者としての訓練を相対的により多く受けているために、経済学的想像力が哲学的想像力を凌駕しているという。『機会の平等』が経済学的議論により大きなウエイトを与える結果となっているのは、問題の哲学的側面が相対的に軽微であるためではなく、このような彼自身の「個人的不運」によるものであるとローマーは正直に告白している。

本稿の目的は、ローマーの基本的な問題意識と方法的枠組みを踏まえた上で、彼の提案する機会の平等アプローチに関して、次の3つの角度から検討することにある。第一は、機会の平等原理の基本的観念および一般的な定式化を理解すること(第2節)、第二に、具体的な社会政策(失業保険)の文脈においてその射程を確認すること(第3節)、第三に、その操作的な性能を競争市場メカニズムとの比較において検討すること(第4節)。第四に、機会の平等アプローチを定式化する2つの代替的な方法(期待効用と事後的厚生)を比較検討すること(第5節)。ところで、『分配的正義の理論』から『機会の平等』への飛躍は、前者におけるジョン・ロールズ、アマルティア・セン、ロナルド・ドゥオーキンらの理論との対決を伏線とするものである。彼らの理論との共通性と相違を考察して本稿の結びとしたい(第6節)。

2. 機会の平等

ローマーによれば、「機会の平等」に関しては伝統的に2つの観念が存在する。1つは、ポジションをめぐる争う諸個人の「活動フィールドの平準化」(level-the-playing-field principle)である。他の1つは競争に参加する諸個人の属性に基づく差別の除去(the nondiscrimination principle)である。このうちローマー自身の関心は、「活動フィールドの平準

化」を定式化することにおかれる。この観念の基底には、競争が始まる以前には活動の機会は——必要ならば社会的介入を伴って——平等化されなければならないが、ひとたび競争が始まったら諸個人は己がひとりを頼みとすべきである、という判断がある。ただし、「以前」と「以後」を分けるスターティング・ゲイトをどこに設定するか、あるいは、諸個人は彼らが実際に享受している結果や好遇に対してどの程度説明責任を負うべきか、に関しては異なる複数の見解が存在する。

ローマーの定式化の目標は、「機会の平等」に関する特定の見解を定式化することではなく、異なる観念のそれぞれに対して、それに見合った機会の平等政策を対応させるような道具、「アルゴリズム」を構成することにある。そして構成されたアルゴリズムをいくつかの主要な問題——ヘルス、教育、雇用など——に適用し、社会政策の立案に役立てることである。はじめに彼の理論の基本的なアイデアを概観しよう。

善き生 (good life) に関する機会の平等は、一人ひとりに等しい資源を配分することによって達成されるものではない。資源の利用能力がより低いひとは、より多くの資源を配分されてしかるべきである。だが、能力が同じであるにもかかわらず、本人の選択によって達成点が低いとしたら、達成の格差を是正すべきではないだろう。このような直観を出発点としながら、ローマーは次のような作業に取り組む。はじめに、資源の利用上の格差をもたらす環境的諸要因——すなわち個人がコントロール不可能な要因——を特定化する¹⁾。そしてそれらの諸要因に関して同一である個人を1つのタイプとし、社会構成員全体の集合を完全にタイプ分けする。定義より、同一タイプに属する個人は資源を利用して善き生を達成する能力において等しく、異なるタイプに属する個人は能力において異なると見なされる(以下の分析では、タイプ数は総人口よりも少ないことを前提として、平均的なタイプ

に属する個人の数は最も多く、各タイプに属する個人の数は十分に多いと仮定する)。続いて、各タイプごとに個人々の努力水準に関する分布——努力分布関数——を特定化する(ただし、努力要因は一次元で表され測定可能であると仮定される)。努力分布関数とは個人の特徴ではなく、各タイプの特徴を表すものであるが、各々の努力分布関数の中で個人々がどこに位置するかは、努力に関する個人の自律的選択を表現することになる。

このようなモデルのもとで機会の平等原理は、タイプの相違に起因する達成機会の平等化(異なるタイプ間では格差的に、各タイプ内では平等に資源を配分する)を要請する。この政策のもとでは、同一のタイプに属する限り、すべての個人に等しく配分することが正当化される。たとえ努力の相違が善き生の達成に関する格差をもたらすとしても、それを是正する必要はない。それに対して、ひとびとが異なるタイプに属しているとしたら、努力に関する相違がない限り、達成に関する格差を是正しなくてはならない。ここで問題となるのは、努力に関する相違がないことを判断するための方法である。ローマーは、タイプの相違を越えて個人々の努力水準を直接比較することは妥当ではないと主張する。なぜなら、努力水準もまたタイプを構成する特性の1つに他ならず、個人々の努力水準の相違は個人々が属するタイプの努力分布関数のあり様に一部依存している可能性があるからである。代わってローマーが提案する方法は、各タイプの努力分布関数における<位置>(centile)の相違に着目する方法である。同一の位置に属する個人々はタイプの相違を越えて、また、努力水準の相違を越えて、同一の努力度合い(degree)をもつと見なされるが、異なる位置に属する個人々はタイプの同一性や努力水準の同一性を越えて異なる努力度合いをもつと見なされる。かくして、「努力分布関数の任意のすべての<位置>に関して、(各タイプの努力分布関数のもとで)同一の<位置>に属

する個々人の達成機会を平等化する」という要請が機会の平等原理から導出されることになる。

このような観念を哲学的議論によって正当化することがローマーの1つの関心であり、経済学的モデルのもとで数学的に操作可能な式に変換することが彼のもう1つの関心である。ここでは後者について簡単に紹介しよう²⁾。数学的な定式化のポイントは社会政策(資源の配分方法)と人の選択との間の次のような相互の関係性を捉えることである。すなわち、個々人に配分すべき資源の総量は、個々人の生産に依存する。そして個々人の生産は、個々人が生来的に所属するタイプと個々人が選択可能な努力度合いに依存する。ところで個々人は、資源の分配方法を所与としながら、自己の努力度合いを決定する。機会の平等政策は、このような個々人の自律的意思決定を尊重しながら、物理的な実行可能性を前提として、ミニマム・タイプ、すなわち一定の努力度合いのもとで達成値が最も低いタイプに所属する個々人の境遇を最大化するような政策として定式化されることになる。

以上のように、機会の平等原理を一般的な形で定式化した後で、ローマーは、教育の達成に対する機会、ヘルスの達成に対する機会、そして「雇用と失業(およびそれらに付随する所得動向)に関する福祉」に対する機会に関して、各々機会の平等政策を定式化する作業に移る。次節では、これらの中で「雇用と失業(およびそれらに付随する所得動向)に関する福祉」に対する機会の平等政策に焦点を当てて検討しよう。

3. 失業保険(Unemployment Insurance)は どうあるべきか

失業保険の分析にあたってローマーは次のような問いを立てる。現代社会において失業は、窮状(illfare)をもたらす最も大きな原因である。そして、個人の失業リスクは、彼のコントロールを超えた要因と自律的な選択の両方によって影響される。こ

の点を踏まえて、「雇用と失業(およびそれらに付随する所得動向)に関する福祉」に対する機会の平等を達成するためには、はたして失業保険はどのように設計されるべきだろうか。

はじめに、失業保険に関する基本的モデルを構成しよう。いま、2つのセクターが存在すると仮定する。第1セクターは賃金が高く、失業リスクが小さい。第2セクターは賃金が低く、失業リスクが低い。第1セクターに雇用されるためには、ひとは1単位の努力を費やす必要がある。具体的にはそれは「教育あるいは訓練を受けること」として観察される。個人のフォン・ノイマン-モルゲンシュタイン型の効用関数は次のような関数 u によって表されるものとしよう。いま、所得を x 、訓練を e 、才能を t 、怠慢性向を α とすると、

$$\textcircled{1} \quad u(x, e; \alpha, t) = x - \left(\frac{\alpha}{t}\right) e^2$$

ただし、才能 t は個人のコントロールを超えた要因であり、怠慢性向 α は個人のコントロール可能な要因である。この式の意味するところは、個人の効用は、所得の増加によって上昇し、訓練の増加によって減退すること、怠慢性向は訓練の増加による効用の減退を促進する作用をなす一方で、才能は和らげる作用をなすことである。いま、才能にも怠慢性向にも2つの型があり、低い才能を t_L 、高い才能を t_H 、低い怠慢性向を α_L 、高い怠慢性向を α_H で表す。また、 (α_L, t_H) という組み合わせによって特徴づけられる個人をLH、 (α_H, t_H) によって特徴づけられる個人をHH、以下同様に (α_L, t_L) をLL、 (α_H, t_L) をHLで表すものとする。そして各々の人口頻度を f_{LH} 、 f_{HH} 、 f_{LL} 、 f_{HL} とする。ただし個々人の才能と怠慢性向は観察不可能であるとするとする。

失業確率は個々人の性質からは独立に、各セクターごとにランダムであると仮定し、セクター i に所属する人の失業確率を p_i で表す(仮定より、 $p_1 < p_2$)

である)。2つのセクターの賃金はそれぞれ ω_1 と ω_2 とする(仮定より、 $\omega_1 < \omega_2$ である)。また、セクター i の失業給付を x_i 、保険料を R_i とすると、失業保険はベクトル $(x, R) = (x_1, x_2, R_1, R_2)$ で表されることになる。ここで機会の平等アプローチが要請することは、境遇への機会を平等化するように、失業給付と保険料を決定することである。他方、個人の選択は、提示された失業保険を考慮しながら、第1セクターに入るための訓練を受けるか否かを選択することである。

個々人の境遇を捉える方法としてローマーは2つ考える。1つはリスク発生前に個々人が抱く期待効用であり、他の1つはリスク発生後に判明する個々人の厚生である。両者の操作上の相違は、前者の方法では個人のコントロール不可能な要因は才能のみとなるのに対し、後者では才能のほか、リスク発生の有無が加えられる点にある。以下の分析においては、期待効用の方法が採用される³⁾。

(α, t) という特性を持つ個人が (x, R) という政策に直面した時、彼が訓練を受けるか否かは以下の条件が満たされるか否かによって決められる。

$$(1-p_1)(\omega_1-R_1)+p_1x_1-\frac{\alpha}{t} \geq (1-p_2)(\omega_2-R_2)+p_2x_2$$

ここで $g(x, R) := (1-p_1)(\omega_1-R_1)+p_1x_1-(1-p_2)(\omega_2-R_2)+p_2x_2$ とすると、タイプ t と怠慢性向 α をもつ個人の期待効用関数は次のように表されることになる。

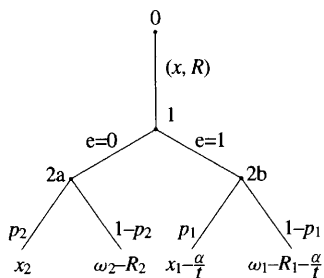


図1 就労者の意思決定樹

$$② \quad v^t(\alpha, x, R) = \begin{cases} (1-p_1)(\omega_1-R_1)+p_1x_1-\frac{\alpha}{t} & \text{if } g(x, R) \geq \frac{\alpha}{t} \\ (1-p_2)(\omega_2-R_2)+p_2x_2 & \text{otherwise.} \end{cases}$$

α が個人のコントロール可能な努力要因であったことに留意しながら、次には、「機会の平等原理」の目標関数を定義しよう。

$$③ \quad \max \{ (f_{LL}+f_{LH}) \min_t v^t(\alpha_L, x, R) + (f_{HL}+f_{HH}) \min_t v^t(\alpha_H, x, R) \}$$

s.t.

- 1) $p_1 f_{LH} x_1 + p_2 (1-f_{LH}) x_2 \leq (1-p_1) f_{LH} R_1 + (1-p_2) (1-f_{LH}) R_2$
- 2) $x_1 \leq \omega_1 - R_1$
- 3) $x_2 \leq \omega_2 - R_2$
- 4) $x_1, x_2 \geq 0$

ただし、制約条件の1)は予算の収支条件であり、2)、3)はいずれのセクターにおいても失業給付が賃金から保険料を引いた値を上回らないことを要請する条件であり、4)はいずれのセクターにおいても失業給付が負にならないことを意味する条件である。また、目標関数の $\{ \quad \}$ 内にある2つの最小化目標は、それぞれ怠慢性向の高い場合と低い場合に対応するものであり、両者は、各々の性向を選択する人口頻度によってウエイトづけられることになる。

ここで、 $\frac{\alpha_L}{t_H} < \frac{\alpha_L}{t_L} < \frac{\alpha_H}{t_H} < \frac{\alpha_H}{t_L}$ であると想定しよう。これは怠慢性向がより低く才能のより高いひとが訓練をより選択しやすく、怠慢性向がより高く才能のより低いひとが訓練をより選択しにくいことを意味する。さらに次のような5つのケースを想定しよう。

- ケース1. LHのみが訓練を受ける
- ケース2. LHとLLのみが訓練を受ける
- ケース3. LHとLLとHHのみが訓練を受ける

保険のもとでも LH、LL、HH という性質をもつ人々が皆第1セクターに参加している。第三に、期待厚生分散は機会の平等原理よりも私的保険の方が大きい。特に、LH、LL、HH たちの効用がいずれも私的保険における効用を下回り、最下位にある HL の効用が逆に私的保険における効用を上回っている。

2) 例2

才能の格差が縮まり、 $(t_L, t_H) = (1, 1.3)$ となったとしよう。

結果は次のようにまとめられる。第一に、例1とはまったく逆に第2セクターの就労者たちから第1セクターの就労者たちへの移転（一人当たり2,500ドル）がなされる。第2セクターの就労者たちは総所得の30%もの保険料を支払わなければならない。第二に、機会均等保険のもとでも、私的保険のもとでも、LH、LL という性質をもつ人々のみが第1セクターに参加する。第三に、期待効用の分散は、機会均等保険の方が私的保険よりも大きい。

3つ目の点は注意を要する。このことは機会の平等アプローチはかならず競争市場よりも平等主

義的であるとは限らないことを示しているからである。例1と例2の相違は、ただ才能の格差の相違だけであった。私的保険は、才能に応じた報酬をそのまま反映するものであるから、才能の格差の縮まった例2では、期待効用の分散を縮小する結果をもたらすことになった。それに対して、機会の平等アプローチは、努力に応じた報酬を原理とするものである。例2での就労者たちの相違は、その多くを努力の相違、つまり訓練を受けるか否かに負っている。機会の平等アプローチは、そのような努力の相違がもたらす結果の格差を是正することを何ら要請するものではない。むしろ、努力をした人々（第1セクターの就労者）に対して、努力をしなかった人々（第2セクターの就労者）から移転がなされることを正当化する場合がある。

3) 例3

例2と同様に才能の格差がより小さいままで、失業リスクに関する格差が第1セクターと第2セクターの間で縮小し、 $(p_1, p_2) = (.10, .20)$ となった場合。

結果は次のようにまとめられる。第一に、第1セクターの就労者たちの失業リスクが高まったことに

表2 機会均等保険と競争的私的保険との対比：例2

x_1	R_1	x_2	R_2	補助金(第1セクターから第2セクターへの移転)			
50.0	0.0	13.5	6.5	-2.50			
				LH	LL	HH	HL
機会均等保険における期待効用				34.6	30.0	13.5	13.5
私的保険における期待効用				32.1	27.5	16.0	16.0

表3 機会均等保険と競争的私的保険との対比：例3

x_1	R_1	x_2	R_2	補助金(第1セクターから第2セクターへの移転)			
49.7	0.3	11.3	8.7	-4.73			
				LH	LL	HH	HL
機会均等保険における期待効用				34.3	29.7	11.3	11.3
私的保険における期待効用				29.6	25.0	16.0	16.0

対して、機会均等保険は第2セクターから、第1セクターへの移転の増額を要請する。その結果、第2セクターの失業給付額はより低くなる一方で保険料はより高くなる。第二に、ひとびとの性質は変わらないので、例2と同様に、機会均等保険のもとでも、私的保険のもとでも、LH、LLという性質をもつ人々のみが第1セクターに参加する。

4) 例4

例1と比較して才能格差が拡大し、 $(t_L, t_H)=(1, 2.4)$ としよう。他の条件は、例1と同じであるとする。

結果は次のようにまとめられる。第一に、第1セクターに入るための訓練を受けるか否かに関する就労者たちの選択はより多く才能に依存するので、第1セクターから第2セクターへの移転が要請される。第1セクターの就労者たちは一人当たり1,710ドルの移転を行う。第二に、いずれの保険においてもLH、LL、HHという性質をもつ人たちが皆第1セクターに参加する。第2セクターの就労者たちは一人当たり3,990ドルの補助を受ける(各性質の人口頻度に関する最初の仮定とあわせると、第2セクターの就労者の割合が0.7、第2セクターの就労者の割合が0.3となることより)。

これらの4つの例をもとに機会の平等アプローチの性能を概観した後で、ローマーは次のような考察を加えている。第一に、努力ではなく才能の格差に起因する格差のみを是正しようという機会の平等アプローチは、実際には不完全にしか遂行

することができないだろう。なぜなら、才能も努力も政策者には観察可能な要因ではないからである。政策者が情報的基礎とすることができるのは、個人がいずれのセクターを選択するか(第1セクターに入るための訓練を受けるか)という行為のみである。第二に、4つのいずれの例においても、セクターの選択に関する個人々の行動は、私的保険でも機会均等保険でも変わることがなかった点である。このことは総所得に関する相違が見られなかったこと、機会均等保険でも総所得に対する負のインセンティブ効果が見られなかったことを意味する。

5. 期待効用 vs. 事後的厚生

以上は、失業リスクが発生する以前に個人々が形成する期待効用を指標とするものだった。それに対して、失業リスク発生後の事後的な効用を指標とする場合には、機会の平等アプローチはどのように定式化し直されるだろうか。はじめに、個人のコントロールを超えた特性は才能のみならず、失業リスクの発生からも構成されることになる。個人がコントロールできる要因は依然として努力(第1セクターに入るための訓練を受けること)のみで構成される。いま、雇用されている場合には1、失業している場合には0を表す記号としてEを定義しよう。また、 (a, t) という性質をもち (x, R) という政策に直面した個人がEという状態を享受することによって得た事後的な厚生を $v(a, x, R, E)$ で表すものとしよう(例えば、第1セクターで失業した個人

表4 機会均等保険と競争的私的保険との対比：例4

x_1	R_1	x_2	R_2	補助金(第1セクターから第2セクターへの移転)		
45.8	4.2	20.0	0.0	1.71		
			LH	LL	HH	HL
機会均等保険における期待効用			37.4	25.8	25.0	20.0
私的保険における期待効用			39.2	27.5	26.7	16.0

の厚生は $\bar{v} = -(a/t) + x_1$ 、第1セクターで失業しなかった個人の厚生は $\bar{v} = \omega_1 - R_1 - (a/t)$ 、第2セクターで失業した個人の厚生は $\bar{v} = x_2$ となる)。このとき、機会の平等アプローチの目標関数は、次のように定式化し直される。

$$\textcircled{6} \quad \max \{ (f_{LL} + f_{LH}) \min_i \bar{v}^i(a_L, x, R, E) \\ + (f_{HL} + f_{HH}) \min_i \bar{v}^i(a_H, x, R, E) \}$$

このような定式化の方法に関してローマーは次のように論評する。政策 (x, R) に直面した個人は、あくまで自己の期待効用の最大化という動機に基づいて—すなわち、第1セクターに入って失業した場合としなかった場合、第2セクターに入って失業した場合としなかった場合という4つの場合に享受可能となる効用と、各々の場合が実現する確率に配慮して自己の期待効用を最大化するように、訓練を受けるか否かの意思決定をするだろう。その際に、彼は失業という事態の発生が彼にとってどれだけの窮状を意味するものであるかについて主体的に判断することになる。

それに対して、上記の方法が要請することは、このようなリスクに対する個人の姿勢に対して社会は何ら配慮しないことである。はたしてこのような要請が正当性をもちうるのだろうか。はじめに、リスクに対する個人の姿勢は完全に個人の自律的な決定事項であるとしよう。このとき、個人は自己の選択した行動がもたらすコストを自分で負担すべきであろう。次に、リスクに対する個人の姿勢は個人のコントロールの利かない環境的要因であるとしよう。このとき、われわれは個人のタイプを才能のみならず、「リスク志向」を含むものとして定義することができる。例えば長い窮乏生活の中で1日先の生活を見通すことのできない人にはリスクに備える行動様式を期待し得ないとしたら、そのような性向をも本人の環境的要因に含めた上で彼の効用を再定義し(その性向は彼の効用に対して減少

的な効果をもつ)た上で、彼の期待効用に配慮した目標を立てることができる。

いずれの場合においても、事後的な厚生ではなく、事前的な期待効用こそを社会政策の情報的基礎とする十分な理由をもっている、とローマーは主張する。事後的な厚生によって個人の境遇を捉える方法は、本人自身の厚生観念を無視することになりかねないばかりか、人々が一致してより望ましくないと判断するような政策が、政策者によって提起されることを許してしまう結果になりかねないというのが彼の結論だった。

ただし、以上のコメントはあくまで失業リスクに対する社会政策に向けられたものであって、すべての場合において期待効用の理論に優位性が認められるわけではないことをローマーは注記している。例えば、麻薬中毒にかかるリスクに対する社会政策の場合には、リスクに対する性向のみならず、自己の境遇に関する選好それ自体が本人の真の願望から完全に乖離してしまっている可能性がある。そのような場合には、当事者たちが最大化をしようとしている事前的な期待効用でもなく、事後的な厚生でもなく、当事者たちの私的選好からはまったく独立に、彼らの境遇を捉えるようなアプローチ—例えばセンの潜在能力アプローチ—が望ましいとローマーは主張する。

6. ロールズ・セン・ドゥオーキンとの対決

さて、以上の議論をまとめよう。ローマー型機会の平等アプローチの第一の特徴は、個人が選択可能であるのは努力の水準(level)ではなく努力の度合い(degree)であるとした上で、各タイプの努力分布関数をもとに努力の度合いを計測しようとした点にある。第二の特徴は、機会の平等政策の主題に応じて、資源配分の目標とすべき個人の境遇を異なる指標で捉えることの必要性に配慮している点である。これらの特徴は、ロールズおよびセンの議論との関係でとりわけ興味深い。『分配的正義

の理論』においてローマーは、ロールズとセンの理論的特性を次のようにまとめた上でその功績を高く評価している。(1)両者はともに非厚生主義者である。最大化する対象は効用ではなく、客観的に標準化されたもの(基本財あるいは機能)としている。(2)両者はともに平等主義的である。すなわち、国籍や家族、自然的能力などの道徳的恣意性に起因する不平等の補償を要請している。(3)両者はいずれも最終的結果の分配を指示するものではない。最終的結果に関する個人的責任の余地をリザーブしている。(4)両者はともに、形式的機会均等でなく、実質的機会均等までを要請している。これらの4つの特性はローマー自身にも当てはまることをはじめに確認しておこう。

ロールズとセンに対するローマーの批判は、両者が、(最終的結果ではなく)分配プロセスにおいて個々人が負うべき行為の責任を十分に論じていない点であるという。ローマーによれば、ロールズは格差原理の定式化にあたって、個人の人生プランや努力性向は道徳的恣意性をもつ(偶然的な)事項であるのか、あるいは個人の責任的な事項であるのかを曖昧にしているという。また、センは潜在能力の定式化にあたって、機能ベクトルの達成や行為の目標の選択に対しては責任があるが、潜在能力で測られる機会に対しては責任がないことを暗黙の前提としている。だが、実際には人生プランや目標に関する個人の選択はかならずしも個人の責任に帰着されないかもしれないし、潜在能力で測られる機会の形成プロセスに対して個人は部分的に責任をもつかもしれない。「個人の行為の責任」との関係でローマーが目にするのは、ドゥオーキン、コーエン、アーネソンである。

ドゥオーキンは、資源配分の目標を個々人の「厚生」ではなく、個々人の「資源の平等」におくことを主張する。彼のいう資源とは能力と外的資源との組み合わせをさす。個人の能力は本人自身の責任によってコントロール可能な要因ではない。

にも関わらず、例えば競争市場メカニズムは、能力の格差が個々人の生産的貢献の機会に関する格差をもたらし、それが個々人の獲得しうる外的資源の格差をもたらす、ひいてはそれらの資源を用いてなされる様々な活動機会に関する格差を拡大することを許容する。ドゥオーキンは、個々人の能力の格差を外的資源によって補償するメカニズムを設計することによって、個々人の活動機会の格差を積極的には是正すべきであると考えたのである。

だが、問題は補償の方法にあった。格差の補償に用いられる外的資源は、個々人がコントロール不可能な能力のみならず、個々人がコントロールできる要因——例えば労働時間の自律的選択やそれを支える選好(例えば余暇と所得の代替性に関する選好)——にも依存して生産される。一律な格差の補償はこのような個人の自律的側面を無視する結果になりはしまいか。この点を考慮した上で、ドゥオーキンの提案した方法が「仮設的保険市場」のアイデアであった。個々人は自己の能力に関する情報はもたないものの、自己の選好に関する情報はもつとしたら、はたしてどのような補償メカニズムを選ぶだろうか。ここでいう選好とは、異なる能力タイプと異なる外的資源の保有量(余暇も含む)との組み合わせパターンに関する選好のみならず、リスクに対する選好をも含む。そのような選好に関する個人の自律性が保証された「仮設的保険市場」で選択される配分を参照点とし、それと一致するような配分を「資源に関する平等配分」と定義したのである。

このようなドゥオーキンの提案に対してローマーは、能力と外的資源との組み合わせを通常の効用概念によって評価するならば、ドゥオーキンの提唱する「資源の平等」は彼自身が批判する「厚生」の平等に帰着することを明らかにした。また、仮設的保険市場における個人の行動を、通常の不確実性(能力に関する不確実性)下における個人の期待効用最大化行動として定式化するならば、各時点で

の個人間の能力格差を補償するような外的資源配分はかならずしも実現されないことを証明した⁶⁾。後にローマーは、このような自己の定式化はドゥオーキンの哲学的含意を正しく伝えるものではないことを率直に認めている⁷⁾。だが、このようなローマーの仕事は、ドゥオーキン理論の核心であるにも関わらず、記述においてはかならずしも明確ではなかった、選好概念の特性—規範的・政治的特性—を逆説的にあぶりだすことになった点に留意すべきである⁸⁾。ドゥオーキンの想定する仮設的保険市場への参加者たちの選好は通常の経済学的な選好とはあきらかに異なるものであった。それは、自己のおかれているあらゆる状況を慎慮的に配慮しようというのみならず、「適切に制御された公正な諸条件のもとで彼らが形成するであろう判断」である点に留意する必要がある⁹⁾。このような判断は、同時点において異なる境遇にある個人間の移転を、自己の私的選好からは独立に、支持する可能性を含んだ「選好」に他ならない。この問題に関する詳細な議論は別稿に譲るとして、ここでは、ローマーがまさに、経済学的なモデル構成—「興味ある問題をただちに形式的・操作的な言語に圧縮する技術」—を通して、「哲学的理論の中に存在するいくつかの曖昧な観念を」明晰化することに成功した点を注記したい。そして、たとえそこで構成した彼のモデルが「問題の哲学的な含意」を「不適切な形でしか表現」し得ないものであったとしても、彼がそのような自己の方法論的枠組みに関して十分に自覚的であったこと、そのような問題意識が彼自身の「機会の平等アプローチ」を展開する原動力となった点を確認したい。

本稿で扱い得なかった論点は多い。中でも、「機会の平等アプローチ」に関するローマー自身の哲学的議論を検討すること、彼がロールズ、セン、ドゥオーキンに向けた批判を彼自身の理論に戻して、その改善点を明らかにすること、「機会の平等アプローチ」の操作的性能を、本稿で検討した失業保

険以外の社会政策との関連で、検証することなどである。最後の論点に関しては、ローマー自身ですでに『機会の平等』その他において、例えば喫煙に考慮した健康保険の問題や授業に出席する意欲を失った生徒を考慮した教育機会の保障の問題等に適用して、興味深い議論を展開している。だが、彼の理論の射程はまだまだ広がる可能性をもっている。事前的な期待効用への着目と事後的な厚生への着目のいずれに利点があるか、という問題において彼自身が注記したように、個人の厚生からは独立なより客観的な指標—ある社会において共通にその必要性や価値が認められるような事柄—を手掛かりとすべきシステム—例えば公的扶助システムを設計しようとするならば、はたして彼の理論はどのような方向に展開されるだろうか。本稿は、これらの論点からさらにローマーの理論を読み解くための序章として位置づけられる。

注

- 1) ローマーは、何をもち個人にはコントロール不可能な「環境」とするかは、実際には政治的討議によって決められる問題であるとしながらも、その決定プロセスの分析はここで課題とはされていない。
- 2) 哲学的な正当化に関する議論は本人が「対社会的な責任 (accountability)」を負うような努力と「一般的な意味での責任 (responsibility)」はもつものの「対社会的な責任」までは負わないような努力を分ける議論を中心に展開される。Roemer, 1998, ch.3. 本特集の長谷川論文参照。
- 3) 2つの方法の対比に関するローマーのコメントについては本稿の第5節で論じられる。
- 4) 均衡における保険会社の利益はゼロと仮定する。
- 5) 例えば第1セクターの期待厚生は、 $(1-p_1)(\omega_1 - \pi_1 N) + p_1 N - \frac{q}{T}$ 、に $\pi_1 = p_1 / (1-p_1)$ を代入することによって得られる。
- 6) Roemer, 1986. 吉原, 1999, pp. 167-9 参照。
- 7) Roemer, 1996, pp. 260-262.
- 8) この点に関しては、センによる次のような鋭い洞察が存在する。「ローマーの場合は、(資源の)目的を個々人の厚生に設定するようなモデルを構成することによって、資源の平等は厚生を平等を生むという結論を導出したのである」Sen, 1992, p. 80
- 9) 「資源の平等にコミットする共同体は、そのような環境を提供するために時に政府の介入が必要であること

を認める。しかし、それはあくまで、責任を行使する際に、必要と価値をめぐって市民たちが実際に形成する判断、ならびに適切に制御された公正な諸条件のもとで彼らが形成するであろう判断を尊重するものである。そのような目標は、資源の平等と仮設的保険市場に込められた最も根源的な観念である。慎慮的な市民の決定を尊重するヘルス・ケア・システムは確かに平等尊重主義的である。だが、それは「バターナリスティックの対極に位置するものである」。(Dworkin, 2000, 6, 319)

参考文献

- Arneson, R. 1989. "Equality and Equal Opportunity for Welfare." *Philosophical Studies* 56, 77-93.
- Cohen, G. A. 1989a. "Are Freedom and Equality Compatible?" In *Alternative to Capitalism*, edited by Elster and Moene. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 1989b. "On the Currency of Egalitarian Justice." *Ethics* 99: 906-44.
- Dworkin, R. 1981a. "What is Equality? Part 1: Equality of Welfare." *Philosophy & Public Affairs* 10: 185-246.
- . 1981b. "What is Equality? Part 2: Equality of Resources." *Philosophy & Public Affairs* 10: 283-345.
- . 2000a. "Justice in the Distribution of Health Care." In *The Ideal of Equality*, edited by Clayton M. and A. Williams. Great Britain: Macmillan Press.
- . 2000b. *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*. Cambridge: Harvard University Press.
- Rawls, J. 1971. *A Theory of Justice*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊国屋書店 1979).
- Roemer, J. E. 1981. *Analytical Foundations of Marxian Economic Theory*. Cambridge University Press.
- . 1982. *A General Theory of Exploitation and Class*. Harvard University Press.
- . 1986. "Equality of Resources Implies Equality of Welfare." *The Quarterly Journal of Economics*. 751-84.
- . 1987. "Egalitarianism, Responsibility, and Information." *Economics and Philosophy* 3: 215-244. Reprinted in Roemer (1994).
- . 1994. *Egalitarian Perspectives: Essays in Philosophical Economics*. New York: Cambridge University Press.
- . 1996a. *Theories of Distributive Justice*. Cambridge, Mass: Harvard University Press. (木谷忍・川本隆史訳『分配的正義の理論：経済学と倫理学の対話』木鐸社 2001)
- . 1996b. "Equality and Responsibility." *Boston Review*, WebActive, Electronic Discussion Forum.
- . 1998. *Equality of Opportunity*. Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- Sen, A. K. 1985a. *Commodities and Capabilities*. Amsterdam: North-Holland. (鈴木興太郎訳『福祉の経済学—財と潜在能力』岩波書店 1988)
- 吉原直毅 1999 「分配的正義の理論への数理経済学的アプローチ」高増明・松井暁編『アナリティカル・マルキシズム』ナカニシヤ出版
- (ごとう・れいこ
国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第二室長)